

令和4年第6回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年6月1日(水) 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|-------------------------|--------|
| 議案第14号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第15号 | 選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.3 |
| 議案第16号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・P.7 |
| 議案第17号 | 不在者投票証明書に使用する電子印用公印について | ・・・P.9 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|---------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.10 |
|----------------|---------|

議案第14号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 434 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 99 人 |
| | 市外転出者 | 335 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年6月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

(参 考)

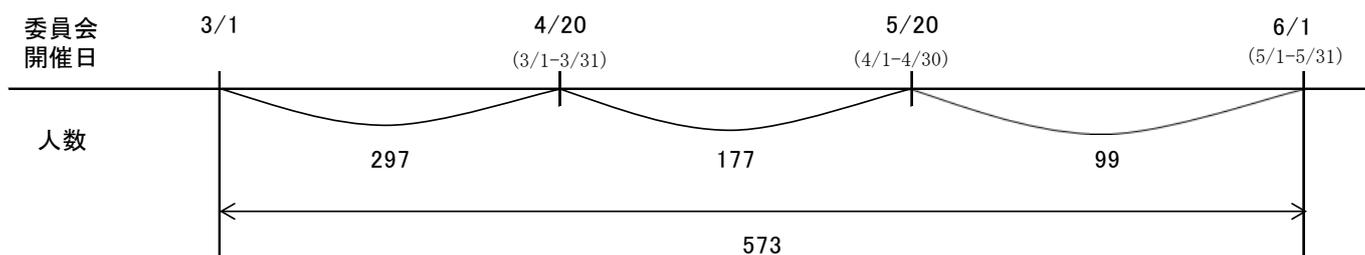
- 1 死亡者
令和4年5月1日から令和4年5月31日までに、区長から通知を受けた死亡者
- 2 転出者
令和4年1月1日から令和4年1月31日までに、市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

(単位：人)

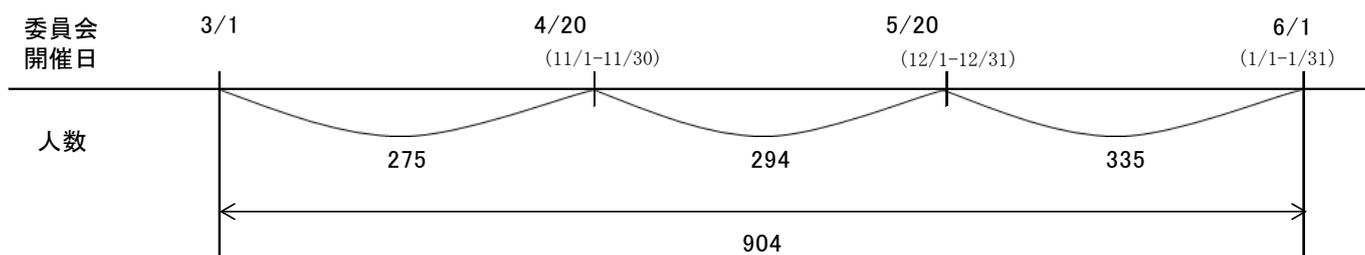
区分	男	女	計
死亡	51	48	99
転出	187	148	335
誤載	0	0	0
合計	238	196	434

3 / 1 定時登録日以降の抹消者数

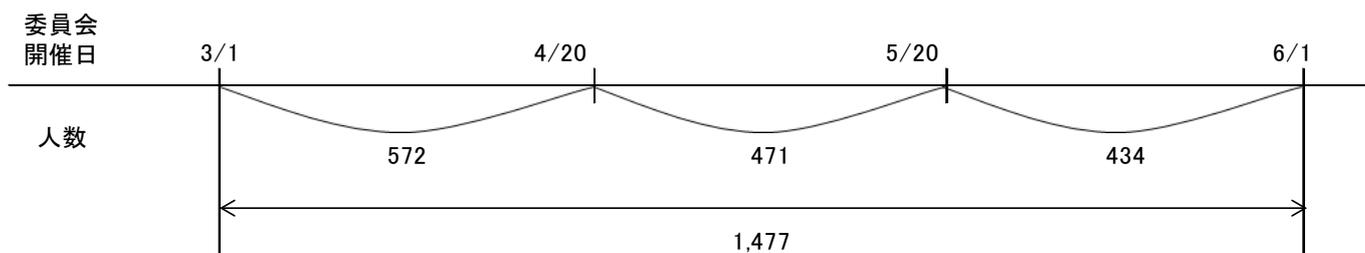
○死亡者数



○転出者数



○抹消者合計



議案第15号

選挙人名簿に登録する者について

令和4年6月1日現在において、選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 1,596 人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和4年6月1日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第19条第2項及び第22条第1項の規定による。

(永久選挙人名簿)

公職選挙法第19条

- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年3月、6月、9月及び12月（第22条及び第24条第1項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

(登録)

公職選挙法第22条

- 1 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日以後に変更することができる。

(定義)

- 補正登録(公選法第26条)…登録の際に登録されるべき資格のある者が、選挙人名簿に登録されていないことを知った時にただちに登録すること。《調査請求(29条)、帰化、国籍取得》
- 追加登録(公選法第22条)…定時登録月の1日現在や選挙時登録時に、新たに選挙人名簿に登録される資格を有する者を登録すること。《他市区町村から転入してから3カ月を経過した者、新たに18歳になった者》
- 移替え(公選法施行令第17条)…本市区域内における他の投票区の区域内（早良区内の住所異動を含む）に住所を異動した者の、選挙人名簿を異動させること。

(参考)

選挙人名簿登録者数調 (令和4年6月1日現在)

福岡市早良区

(単位：人)

区分		男女別	男	女	計
令和4年3月1日現在(*) 選挙人名簿登録者数 (a)			83,023	96,481	179,504
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 追加登録者数 (c)			0	0	0
(*)以後の選挙時登録者のうち 補正登録者数 (d)			0	0	0
(*)以後の 抹消者数 (e)	(ア) 死亡		▲ 297	▲ 276	▲ 573
	(イ) 転出		▲ 477	▲ 427	▲ 904
	(ウ) 在外移転		0	0	0
	(エ) 誤載		0	0	0
	計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)		▲ 774	▲ 703	▲ 1,477
(*)以後の移替えによる 増加数(指定都市の区) (f)			651	669	1,320
(*)以後の移替えによる 減少数(指定都市の区) (g)			▲ 637	▲ 728	▲ 1,365
今回(令和4年6月1日) 追加登録者数 (h)			820	776	1,596
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)			83,083	96,495	179,578
備考 ((a)との増減)			60	14	74

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前年同時期の定時登録時（R3.6.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4.6.1	順位	R3.6.1	順位			
1	西新第一	6,242	9	6,233	9	9	20	100.14%
2	西新第二	8,823	1	8,460	2	363	1	104.29%
3	高取第一	7,149	3	7,050	3	99	2	101.40%
4	高取第二	6,916	4	6,949	4	▲ 33	34	99.53%
5	百道浜	6,150	10	6,132	10	18	18	100.29%
6	百道	6,715	6	6,646	6	69	5	101.04%
7	室見第一	5,410	13	5,413	13	▲ 3	25	99.94%
8	室見第二	4,405	21	4,325	21	80	3	101.85%
9	原第一	3,617	27	3,647	27	▲ 30	32	99.18%
10	原第二	5,164	15	5,171	14	▲ 7	27	99.86%
11	大原	3,839	26	3,800	26	39	12	101.03%
12	原団地	3,040	33	3,079	33	▲ 39	36	98.73%
13	原北	6,475	7	6,428	8	47	9	100.73%
14	室見団地	2,235	36	2,286	36	▲ 51	37	97.77%
15	小田部	5,182	14	5,120	15	62	7	101.21%
16	有住	3,973	24	3,980	24	▲ 7	27	99.82%
17	有田第一	4,874	17	4,904	17	▲ 30	32	99.39%
18	有田第二	4,579	20	4,509	20	70	4	101.55%
19	賀茂	5,730	12	5,700	12	30	14	100.53%
20	原西第一	5,032	16	4,989	16	43	11	100.86%
21	原西第二	4,268	22	4,282	22	▲ 14	30	99.67%
22	飯原第一	3,149	31	3,145	31	4	22	100.13%
23	飯原第二	2,612	35	2,614	35	▲ 2	24	99.92%
24	飯倉中央	4,779	18	4,715	18	64	6	101.36%
25	飯倉	3,960	25	3,960	25	0	23	100.00%
26	干隈	3,249	29	3,220	29	29	15	100.90%
27	星の原	3,563	28	3,644	28	▲ 81	38	97.78%
28	田隈	6,778	5	6,769	5	9	20	100.13%
29	田村	8,690	2	8,659	1	31	13	100.36%
30	野芥第一	4,077	23	4,049	23	28	16	100.69%
31	野芥第二	3,188	30	3,165	30	23	17	100.73%
32	野芥第三	2,850	34	2,796	34	54	8	101.93%
33	四箇田	6,088	11	6,043	11	45	10	100.74%
34	入部	6,405	8	6,440	7	▲ 35	35	99.46%
35	早良	3,118	32	3,131	32	▲ 13	29	99.58%
36	脇山	1,928	37	1,932	37	▲ 4	26	99.79%
37	内野	4,689	19	4,676	19	13	19	100.28%
38	石釜	637	38	662	38	▲ 25	31	96.22%
合計		179,578		178,723		855		100.48%

(参考)

投票区別選挙人名簿登録者数増減調＜前回登録時（R4.3.1）との比較＞

福岡市早良区

(単位：人，位，%)

投票区 番号	投票区名	名簿登録者数				増減数	増減順位	前回比
		R4.6.1	順位	R4.3.1	順位			
1	西新第一	6,242	9	6,265	9	▲ 23	34	99.63%
2	西新第二	8,823	1	8,759	1	64	2	100.73%
3	高取第一	7,149	3	7,137	3	12	11	100.17%
4	高取第二	6,916	4	6,985	4	▲ 69	38	99.01%
5	百道浜	6,150	10	6,196	10	▲ 46	37	99.26%
6	百道	6,715	6	6,719	6	▲ 4	23	99.94%
7	室見第一	5,410	13	5,421	13	▲ 11	30	99.80%
8	室見第二	4,405	21	4,332	21	73	1	101.69%
9	原第一	3,617	27	3,626	27	▲ 9	29	99.75%
10	原第二	5,164	15	5,166	15	▲ 2	21	99.96%
11	大原	3,839	26	3,828	26	11	14	100.29%
12	原団地	3,040	33	3,033	33	7	15	100.23%
13	原北	6,475	7	6,462	7	13	9	100.20%
14	室見団地	2,235	36	2,243	36	▲ 8	26	99.64%
15	小田部	5,182	14	5,187	14	▲ 5	25	99.90%
16	有住	3,973	24	3,989	24	▲ 16	31	99.60%
17	有田第一	4,874	17	4,902	17	▲ 28	36	99.43%
18	有田第二	4,579	20	4,549	20	30	4	100.66%
19	賀茂	5,730	12	5,718	12	12	11	100.21%
20	原西第一	5,032	16	4,983	16	49	3	100.98%
21	原西第二	4,268	22	4,276	22	▲ 8	26	99.81%
22	飯原第一	3,149	31	3,170	31	▲ 21	32	99.34%
23	飯原第二	2,612	35	2,606	35	6	16	100.23%
24	飯倉中央	4,779	18	4,762	18	17	8	100.36%
25	飯倉	3,960	25	3,941	25	19	6	100.48%
26	干隈	3,249	29	3,250	29	▲ 1	19	99.97%
27	星の原	3,563	28	3,586	28	▲ 23	34	99.36%
28	田隈	6,778	5	6,779	5	▲ 1	19	99.99%
29	田村	8,690	2	8,712	2	▲ 22	33	99.75%
30	野芥第一	4,077	23	4,058	23	19	6	100.47%
31	野芥第二	3,188	30	3,176	30	12	11	100.38%
32	野芥第三	2,850	34	2,824	34	26	5	100.92%
33	四箇田	6,088	11	6,075	11	13	9	100.21%
34	入部	6,405	8	6,402	8	3	17	100.05%
35	早良	3,118	32	3,121	32	▲ 3	22	99.90%
36	脇山	1,928	37	1,928	37	0	18	100.00%
37	内野	4,689	19	4,697	19	▲ 8	26	99.83%
38	石釜	637	38	641	38	▲ 4	23	99.38%
合計		179,578		179,504		74		100.04%

議案第 16 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年6月1日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 1人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和4年6月1日 |

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、申請の時ににおけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4.5.20現在) 登録者数	登録	抹消			小計	現在 (R4.6.1)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録	誤載		
男	42	1	0	0	0	1	43
女	75	0	0	0	0	0	75
計	117	1	0	0	0	1	118

議案第 17 号

不在者投票証明書に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条の規定に基づき、令和 4 年 6 月 16 日以後、次のように使用する電子印について、次のように告示する。

令和 4 年 6 月 1 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 中 邨 勝

電子印使用文書の名称	書体	形状	大きさ	ひな形	用途
不在者投票証明書	てん書	正方形	20 ミリメートル	福岡市早良区選挙管理委員会委員長	不在者投票証明書用

(議案の根拠)

福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条の規定による。

(公印の取扱い)

福岡市区選挙管理委員会規程第 27 条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

(参考)

(電子印)

福岡市公印規則第 9 条の 2 市，市長，区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で，市長が必要と認めたものについては，第 6 条に規定する公印の押印に代えて，電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの（以下「電子印」という。）を使用することができる。

- 電子印に用いる公印（以下「電子印用公印」という。）の名称，書体，形状，大きさ及び管守者は，別表第 5 のとおりとし，そのひな形は，別表第 6 のとおりとする。
- 市長は，第 1 項の規定により電子印を使用した文書（以下「電子印使用文書」という。）及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形，形状，大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。
- 電子印使用文書を作成する場合は，あらかじめ管守者の承認を受けなければならない。

そ の 他

○ 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第7回	臨時	6月6日(月)	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	臨時	6月21日(火)	午前10時	早良区役所 応接室
第9回	臨時	6月22日(水)	午後6時	
第10回	臨時	<u>6月30日(木)</u>	午前10時	
第11回	臨時	7月7日(木)	午後6時	
第12回	臨時	7月10日(日)	午前10時	